

小国町は景観行政団体へ移行します

小国町は、平成26年12月1日に景観法に基づく景観条例を施行し、景観行政団体（※1）に移行します。これに伴い、熊本県が行っていた景観法に基づく行為の届出の受理を、小国町が行うこととなります。

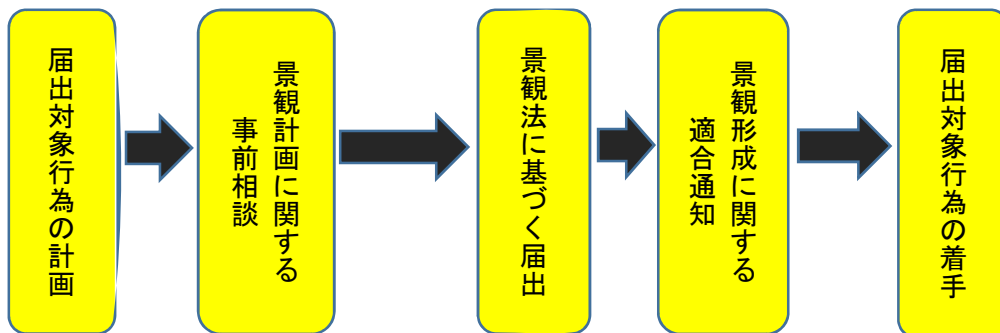
なお、小国町の景観計画策定が行われるまでは、届出の審査において、熊本県景観計画に基づく審査基準が運用されます。

届出先、規定条例及び審査基準について

	平成26年11月31日まで	平成26年12月1日から 小国町景観計画策定まで	小国町景観計画策定後
届出先	熊本県阿蘇地域振興局	小国町役場情報課	小国町役場情報課
規定条例 審査基準	熊本県景観条例 熊本県景観計画で定められた景観形成基準	小国町景観条例 熊本県景観計画で定められた景観形成基準	小国町景観条例 小国町の景観計画で定められた景観形成基準

※1 景観行政団体とは、景観法に基づいて良好な景観形成の施策を主体的に実施していく自治体です。

届出手続きの流れについて



- 景観法に基づく届出は、行為の着手の30日前までに行ってください。
- 景観形成の基準に適合しない場合は勧告、変更命令等を行う場合があります。

届出の方法について

- 提出図書 届出書、図面等 【問合せ先】 小国町情報課 TEL0967-46-2113
- 提出部数 正副2部